

平成26年10月31日
防衛省

経ヶ岬飛行制限区域に係る停波要請手続等について（概要）

レーダー停波手続きについて、関係機関に通知しましたので、その概要をお知らせします。

1 米軍に対する停波要請手順等

停波要請は、短時間で確実に停波を行うとの観点から、現地米軍に直接、電話及びFAXで要請を行う。

(1) 電話による要請

電話にて、所定の連絡先に、必要事項を連絡し停波要請

(2) FAXによる要請

電話連絡後、必要な事項を記載し、現地米軍に速やかに送付

2 航空自衛隊によるバックアップ

停波要請は、原則として、上記1のとおり要請者から直接現地米軍に対し行うことが最も効率的であり、現地米軍もこの手続きに基づき速やかに対応することとしていますが、想定されない何らかの理由で現地米軍と連絡が取れない場合は、バックアップ措置として、航空自衛隊が現地米軍との調整を行う。

3 停波後の米軍に対する連絡

次の場合、停波後又は停波要請後に、米軍にその旨を連絡する。

(1) 当初に要請された時間を超える必要が生じた場合

(2) 停波を要請したが、飛行制限区域を飛ぶ必要がなくなった場合

4 その他

本停波手続きについては、確実な実行性を継続的に確保するため、必要に応じて通報訓練の実施及び本手順の見直しを行うこととする。

以上